

令和 2年3月16日

公益財団法人
鹿児島県生活衛生営業指導センター 御中

鹿児島税務署長
財務事務官 田代 大丈夫



**新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する
猶予制度の周知のお願い**

平素より税務行政につきまして、深い御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、各種イベントの中止・延期、観光客の激減等によって、売上が著しく低下して、納税資金の捻出が困難な納税者の方が増加することが懸念されております。

国税庁においては、国税を一時に納付することが困難な事情がある納税者から納付相談を受けた場合には、納税者の方が置かれた状況に配慮しながら、迅速かつ柔軟に猶予制度を適用することとしております。

つきましては、貴会会員に対し、国税を一時に納付することが困難な場合には、できるだけ早く、所轄の税務署にご相談いただくよう周知をお願いいたします。

なお、周知に当たっては、猶予制度について取りまとめた別添のリーフレットを作成しましたので、貴会のホームページや広報誌への掲載のほか、会員の方へメール等により送付していただきますようお願いいたします。

○ 別添のリーフレットについては、国税庁ホームページに掲載しておりますので
ご活用ください。

・ 国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf